⑴　第196条第１項第２号（原動機付自転車にあっては、第284条第１項第２号）の基準に適合すること。

⑵　別添40「加速走行騒音の測定方法」に定めるところにより測定した加速走行騒音をdBで表した値が、82dB（原動機付自転車にあっては79dB）を超える騒音を発しない構造であること。

４．第二種後付消音器の騒音防止性能試験

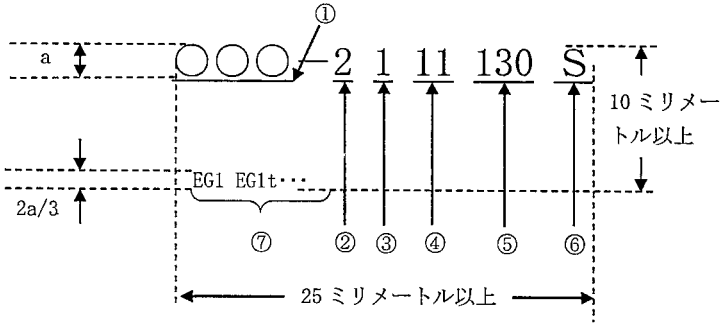
第二種後付消音器の騒音防止性能試験は、３．に定める方法に準ずる方法により行う。この場合において、当該試験を行う後付消音器が、指定自動車等に備える消音器と同一の構造を有し、かつ、同一の範囲の自動車等の同一の位置に備えられるものであることを、それぞれの消音器の外観及び内部構造並びに材質等を目視により確認することをもって、当該試験の実施に代えることができる。

５．表示

この基準に適合することが保証された後付消音器に対しては、別記様式に定めるところにより性能等確認済表示を行う。

別記様式

１．第一種後付消音器の性能等確認済表示



a：４ミリメートル以上

①　性能等を確認した機関等の略称（アルファベット）（後付消音器に付される識別番号（７桁以上の数字））

②　識別番号　１桁目　後付消音器の個数

③　識別番号　２桁目　触媒の有無（１：触媒付、０：触媒なし）

④　識別番号　３・４桁目　性能等を確認した年（西暦）の下２桁（例えば、西暦2011年は「11」）

⑤　識別番号　５桁目以降　性能等を確認した機関等が定める識別番号（３桁以上の数字）（加速走行騒音の値に係る記号）

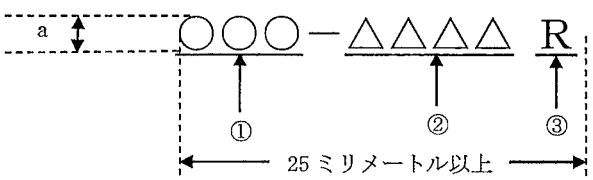
⑥　アルファベット「S」（加速走行騒音の値が、次の表に掲げる値を超えないとき）（後付消音器を取り付けることができる自動車等の原動機型式）

⑦　原動機型式　後付消音器を取り付けることができる自動車等が備える原動機の型式（過給器付き原動機は末尾にアルファベット「t」を付す。）

表

自動車等の種別		加速走行騒音の値
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。）を除く。）	車両総重量が3.5トン以下のもの	76dB
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）		
小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）		73dB
原動機付自転車		71dB

２．第二種後付消音器の性能等確認済表示



a：４ミリメートル以上

①　性能等を確認した機関等の略称（アルファベット）

②　第二種後付消音器の製作者の商標又は商号

③　アルファベット「R」

附　則

（施行期日）

第１条　この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

（後付消音器の性能等を確認する機関の登録規程の廃止）

第２条　後付消音器の性能等を確認する機関の登録規程（平成二十年国土交通省告示第千五百三十四号）は、廃止する。

○国土交通省告示第三百三十六号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条及び第六十七条の二の規定の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日　　国土交通大臣　大畠　章宏

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項第一号ホを削り、同項第二号ロ中「乗降口の踏段」の下に「（幼児専用車の乗降口に備える踏段を除く。）」を加える。

附　則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。